

令和 6 年 第 2 0 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木） 午後 2 時 0 0 分から

場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 2 8 号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
5		諸報告	

令和 6 年 第 2 0 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

- 議案 第 2 8 号 川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に
関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 28 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年12月19日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

長期休業日の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（平成18年川西市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「4月6日まで」を「4月7日まで」に改め、同項第5号中「8月27日まで」を「8月26日まで」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「12月26日から」を「12月25日から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋季休業日 11月4日

第3条第2項中「第6号まで」を「第7号まで」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 8 号資料：川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則

(平成 1 8 年川西市教育委員会規則第 1 0 号)

新旧対照表

現行	改正後（案）
(休業日) 第3条 学校の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学校創立記念日 (4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで (5) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで (7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めて委員会の承認を得た日 2 校長は、教育上必要なため、前項第4号から第6号までの規定により難しいときは、委員会の承認を得て、その期日を変更し、又はそれぞれの休業日を通算した日数を超えない範囲内において休業日の期間を変更することができる。 3 (略)	(休業日) 第3条 学校の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学校創立記念日 (4) 春季休業日 3月26日から4月7日まで (5) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで (6) 秋季休業日 11月4日 (7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで (8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めて委員会の承認を得た日 2 校長は、教育上必要なため、前項第4号から第7号までの規定により難しいときは、委員会の承認を得て、その期日を変更し、又はそれぞれの休業日を通算した日数を超えない範囲内において休業日の期間を変更することができる。 3 (略)